



NCC 日本キリスト教協議会

〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 2-3-18-24 振替 00180-4-75788  
TEL : 03-6302-1919 FAX : 03-6302-1920  
E-mail : general@ncc-j.org http://ncc-j.org

NATIONAL CHRISTIAN COUNCIL IN JAPAN

JAPAN CHRISTIAN CENTER 24, 2-3-18 Nishiwaseda, Shinjuku-ku, Tokyo, 169-0051 JAPAN  
Phone : 81-3-6302-1919 Fax : 81-3-6302-1920  
E-mail : general@ncc-j.org http://ncc-j.org

## 首相及び閣僚の靖国神社春季例大祭での参拝、真榊奉納に抗議する

内閣総理大臣 高市早苗様  
経済財政担当大臣 城内実様  
厚生労働大臣 上野賢一郎様  
国家公安委員長 赤間二郎様  
衆議院議長 森英介様  
参議院議長 関口昌一様

私たち日本キリスト教協議会(NCC)靖国神社問題委員会は、靖国神社の春季・秋季例大祭毎に、首相及び閣僚らが真榊奉納を行い、また参拝を続けていることに対して抗議を続けて来た。それにもかかわらず靖国神社春季例大祭にて高市首相は21日に「内閣総理大臣」の肩書で真榊を奉納し、城内実経済財政担当大臣は22日に参拝した。21日には閣僚の中では上野賢一郎厚生労働大臣、赤間二郎国家公安委員長、城内実経済財政担当大臣が真榊を奉納し、また森英介衆議院議長、関口昌一参議院議長も真榊を奉納している。首相及び閣僚が、政府を代表する公的な肩書をもって靖国神社に参拝及び真榊を奉納することは、日本国政府と一宗教法人である靖国神社とが特別な関係にあることを宣伝するものである。それは、日本国憲法第20条3項の「政教分離原則」に明らかに違反する。国権の長である衆議院議長、参議院議長の真榊奉納も同様である。

たとえ奉納料を私費で支払ったとしても、「私的参拝」という言い訳は通用せず、公的な立場を背景に報道がなされていること自体、明らかに「公的」な性格であることを示している。

特に戦前戦中の「国家神道体制」において、学校教育などを通して全国民に一律に靖国神社の思想を教え、信じない自由を認めず、ことさら靖国神社の思想を強要した歴史を踏まえ、それを防止するために定められたものが「政教分離原則」である。この、かつて国家神道の中心的存在であった靖国神社に、首相及び閣僚ら、また国権の長である衆議院議長や参議院議長が参拝や真榊奉納を行うことは、明白な政教分離原則違反であると共に、憲法尊重擁護義務を無視する違憲行為である。

政府は、軍事費を拡大し、専守防衛を撤回して米軍と一体化した自衛隊の軍事行動など、戦争に向かう異常事態を作り上げている。そのことで起こるであろう新たな戦死者を生み出す準備として、首相や閣僚らが靖国神社への参拝及び真榊奉納を意図的に行っているのではないかと危惧する。

すべての国会議員は、憲法の定める政教分離原則を厳格に遵守する義務を負っている。首相及び閣僚、衆参両議長が、一宗教法人である靖国神社の春季例大祭に参拝や真榊を奉納したことを厳重に抗議する。今後、憲法第20条3項に定める「政教分離原則」規定、及び第89条の「公金の支出の禁止」規定を厳格に遵守し、靖国神社だけでなく、伊勢神宮においても同様の奉納や参拝を行わないよう強く求める。

2026年5月4日

日本キリスト教協議会(NCC)靖国神社問題委員会  
委員長 関 伸子